

のほか、医務室、職業訓練室、図書室及び屋外運動場を設け、治療及び訓練に必要な機械器具及び点字図書等を備えなければならない。

5 聴覚・言語障害者更生施設(身体障害者更生施設のうち聴覚・言語障害者(聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者をいう。以下同じ。)を入所させるものをいう。以下同じ。)には、第1項各号に掲げる設備のほか、医務室及び職業訓練室を設け、治療及び訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

6 内部障害者更生施設(身体障害者更生施設のうち内臓の機能に障害のある者を入所させるものをいう。以下同じ。)には、第1項各号に掲げる設備のほか、医務室、理学療法室兼作業療法室、職業訓練室、職能判定室、娯楽室、講堂及び宿直室を設け、治療及び訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

7 重度身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設のうち重度の肢体不自由者又は内臓の機能に重度の障害のある者を入所させるものをいう。以下同じ。)には、第1項及び第3項又は前項に規定するもののほか、集会室を設けなければならない。

8 前各項に規定するもののほか、身体障害者更生施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

- 一 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
- 二 肢体不自由者更生施設及び視覚障害者更生施設には、浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。
- 三 内部障害者更生施設には、適当な場所に

必要な機械器具及び点字図書等を備えなければならない。

4 指定聴覚・言語障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、職業訓練室及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

5 指定内部障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、理学療法室兼作業療法室、職業訓練室、職能判定室、娯楽室及び講堂を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

6 前各項に掲げる設備は、専ら当該指定身体障害者更生施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

汚物処理設備を設けること。

四 重度身体障害者更生援護施設については、第一号及び第二項第一号ハの規定にかかるらず、廊下の幅は、2.2メートル以上とし、入所者1人当たりの居室の床面積は、収納設備等を除き、6.6平方メートル以上とすること。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明)

第九条 指定身体障害者更生施設は、施設支援決定身体障害者が指定施設支援の利用の申し込みを行ったときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十六条の規定による説明を行わなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、社会福祉法第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、入所者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受給資格等の確認)

第十条 指定身体障害者更生施設は、指定施設支援の提供を求められた場合は、その者の提示する施設受給者証によって、施設支援決定の有無及び支給期間を確かめなければならない。

(入退所)

第十一条 指定身体障害者更生施設は、正当な理由なく、指定施設支援の提供を拒んではならない。

2 指定身体障害者更生施設は、指定施設支援の利用について市町村が行うあっせん、調整及び要請(以下「あっせん等」という。)並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力しなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与すること

が困難である場合は、市町村と協議の上、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

- 4 指定身体障害者更生施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。
- 5 指定身体障害者更生施設は、入所者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所者の居住地の市町村に連絡しなければならない。
- 6 指定身体障害者更生施設は、入所者について、その心身の状況等に照らし、各種の居宅サービスを利用することにより、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない。
- 7 前項の検討に当たっては、生活支援員、介護職員、看護師等の従業者の間で協議しなければならない。
- 8 指定身体障害者更生施設は、その心身の状況等に照らし、各種の居宅サービスを利用することにより居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

(施設訓練等支援費支給の申請に係る援助)

第十二条 指定身体障害者更生施設は、施設支給決定を受けていない者から入所の申し込みがあった場合には、当該者の意向を踏まえ、速やかに施設訓練等支援費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定身体障害者更生施設は、入所者が行う支給期間の終了に伴う施設訓練等支援費の支給申請について、市町村が当該申請に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を考慮して行われるよう、必要な

援助を行わなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第十三条 指定身体障害者更生施設は、入所又は退所に際しては、指定施設支援の種類、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下「施設受給者証記載事項」という。)を、その者の施設受給者証に記載しなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、前項に規定する施設受給者証記載事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、入所者数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しなければならない。

(指定身体障害者更生施設が入所者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十四条 指定身体障害者更生施設が指定施設支援を提供する入所者等に対して金銭の支払を求める能够なのは、当該金銭の使途が直接当該入所者の便益を向上させるものであって当該入所者に支払を求めることが適當であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の使途及び額並びに入所者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所者等の同意を得なければならぬ。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りではない。

(利用者負担額等の受領)

第十五条 指定身体障害者更生施設は、指定施設支援を提供した際は、入所者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定身体障害者更生施設は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、入所者から法第十七条の十第二項に規定する額の支払を受けることができるものとする。

- 3 指定身体障害者更生施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、被服費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適當と認められるものの支払を受けることができる。
- 4 指定身体障害者更生施設は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を入所者に対し交付しなければならない。
- 5 指定身体障害者更生施設は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(施設訓練等支援費の額に係る通知)

第十六条 指定身体障害者更生施設は、市町村から指定施設支援に係る施設訓練等支援費の支給を受けた場合は、入所者に対し、当該入所者に係る施設訓練等支援費の額を通知しなければならない。

- 2 指定身体障害者更生施設は、第十五条第二項の法定代理受領を行わない指定施設支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定施設支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(指定施設支援の取扱方針)

第十七条 指定身体障害者更生施設は、入所者について、その者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定施設支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定身体障害者更生施設の従業者は、指定施設支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者に対し、支援上必要な事

項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 3 指定身体障害者更生施設は、その提供する指定施設支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設支援計画の作成等)

第十八条 指定身体障害者更生施設は、指定施設支援の提供に当たって、入所者に対して当該施設支援の提供に係る計画（以下「施設支援計画」という。）を作成するとともに、当該施設支援計画に基づき、適切に指定施設支援を提供しなければならない。

- 2 指定身体障害者更生施設は、前項の規定による施設支援計画の作成に当たって、入所者に対し、当該施設支援計画について説明するとともに、その同意を得なければならない。

- 3 指定身体障害者更生施設は、第一項の規定による施設支援計画の作成に当たって、施設支援計画作成に係る会議を開かなければならない。

- 4 指定身体障害者更生施設は、施設支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、入所者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて施設支援計画の見直しを行わなければならない。

- 5 第二項及び第三項の規定は、前項に規定する施設支援計画の見直しについて準用する。

(相談及び援助)

第十九条 指定身体障害者更生施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

(総合診断のための会議)

第13条 身体障害者更生施設は、入所者の更生援護に関する具体的措置を決定し、及びその円滑な実施を図るため、必要な時期に総合診断のための会議を開かなければならない。

(生活指導等)

第14条 身体障害者更生施設は、入所者が社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

第二十条 指定身体障害者更生施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者的心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、入所者が社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、入所者に対し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようにするため、入所者の障害の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

4 指定身体障害者更生施設は、入所者の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

5 指定身体障害者更生施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の従業者を従事させなければならない。

6 指定身体障害者更生施設は、入所者に対し、その負担により、当該身体障害者更生施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(給食)

第15条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。

3 栄養士を置かない身体障害者更生施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(食事の提供)

第二十一条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

2 調理はあらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。

3 栄養士を置かない指定身体障害者更生施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

2 身体障害者更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二十二条 指定身体障害者更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第16条 入所者については、毎年2回以上定期に健康診断を行わなければならない。

(健康管理)

第二十三条 指定身体障害者更生施設は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者に対して、毎年二回以上定期に健康診断を行わなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第二十四条 指定身体障害者更生施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定身体障害者更生施設に円滑に入所することができるようしなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第二十五条 指定身体障害者更生施設は、入所者が偽りその他不正な行為によって施設訓練等支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者による管理)

第二十六条 指定身体障害者更生施設の管理者は、専ら当該指定身体障害者更生施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定身体障害者更生施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第二十七条 指定身体障害者更生施設の管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定身体障害者更生施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(管理規程)

第12条 身体障害者更生施設は、入所者に対する処遇方法、入所者が守るべき規律その他施設の管理についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(運営規程)

第二十八条 指定身体障害者更生施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下第三十四条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針**
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容**
- 三 定員**
 - イ 入所定員**
 - ロ 通所により指定施設支援を行うものにあっては、当該通所による利用の定員**
- 四 入所者に対する指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額**
- 五 施設の利用に当たっての留意事項**
- 六 非常災害対策**
- 七 その他施設の運営に関する重要事項**

(勤務体制の確保等)

第二十九条 指定身体障害者更生施設は、入所者に対し、適切な指定施設支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設の従業者によって指定施

設支援を提供しなければならない。ただし、入所者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設等の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十条 指定身体障害者更生施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第三十一条 指定身体障害者更生施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第三十二条 指定身体障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理)

第17条 身体障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 身体障害者更生施設は、当該身体障害者更生施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第三十三条 指定身体障害者更生施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。

(掲示)

第三十四条 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、

協力医療機関、その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十五条 指定身体障害者更生施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定身体障害者更生施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、指定居宅支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第三十六条 指定身体障害者更生施設は、指定身体障害者更生施設に入所しようとする者が、適切かつ円滑に入所することができるよう、当該指定身体障害者更生施設に問い合わせ情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

(苦情解決)

第三十七条 指定身体障害者更生施設は、その提供した指定施設支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、その提供した指定施設支援に関し、法第十七条の十五の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町

村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならぬ。

- 3 指定身体障害者更生施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第三十八条 指定身体障害者更生施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十九条 指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第四十条 指定身体障害者更生施設は、指定身体障害者更生施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十一条 指定身体障害者更生施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。